

2026年2月8日

連絡先:

金杜法律事務所

特許部 パートナー弁理士 馬 立栄 (日本語可)

北京市朝陽区東三環中路 1 号環球金融中心弁公楼 18 階

malirong@cn.kwm.com

D: +86 10 5878 5120 | M: +86 13641661068 (中国) | M: +81 80 5912 5678 (日本)

政策とニュース

国家知識産権局、2025年11月の定例記者会見を開催

2025年11月28日、国家知識産権局は11月の定例記者会見を開催し、中国共産党第20期中央委員会第4回全体会議と習近平総書記の重要講話の精神を綿密に研究・徹底して知的財産権の保護・運用を強化するための関連業務の進捗状況および措置を紹介した（[参照リンクはこちら](#)）。その主な内容は以下のとおりである。

- 習近平総書記の重要講話の精神を真摯かつ徹底的に実行に移し、知的財産権の「五大関係」（※訳注：国家のガバナンス体系およびガバナンス能力の現代化、高品質な発展、国民の生活の幸福、国家の対外開放の大局、国家安全という5つの局面と、知的財産権の保護との関係）に基礎を置き、「2つの変換」（※訳注：知的財産の導入大国から創造大国への転換と、量から質への転換）の実現を加速する過程において、全国の知的財産権部門において、以下の6つの業務が重点的に展開された。第一に、知的財産権のトップレベルの構想が強化され、関連する概要および計画に定められた8つの期待指標のうち6項目が既に前倒しで達成された。第二に、知的財産制度・メカニズムの改革が深化し、知的財産権に関し中央と地方の権限分担がさらに最適化された。第三に、知的財産権の法的保護が強化され、専利法およびその実施細則の新たな改正作業が完了し、侵害に対し、国際的にも高水準な懲罰的賠償制度が確立された。第四に、知的財産権の全段階での保護が推進され、発明専利の平均審査期間が15か月に短縮された。

第五に、専利産業化が成功裏に推し進められた。企業の発明専利の産業化率は2020年の44.9%から2024年には53.3%まで上昇した。第六に、習近平総書記が提唱したグローバル四大イニシアチブ（※訳注：グローバル発展イニシアチブ、グローバル安全イニシアチブ、グローバル文明イニシアチブ、グローバルガバナンスイニシアチブのこと）が真摯に実践され、中国と世界知的所有権機関との提携50周年記念行事や第3回「一帯一路」知的財産権ハイレベル会議が成功裏に開催された。

- 現在、中国は、国内の有効な発明専利の保有数が世界で初めて500万件を超えた国であり、PCT国際専利出願件数も6年連続で世界第1位を維持している。専利集約型産業の付加価値は16兆8700億元に達し、対GDP比が13.04%まで上昇した。世界上位5000のブランドの中で、中国ブランドの価値は1兆8100億米ドルに達し、世界第2位となった。地理的表示製品の直接生産高は9700億元に迫り、良好な増加傾向を維持している。中国における知的財産権発展の成果は、国際機関からも高く評価されている。世界知的所有権機関が発表した『グローバル・イノベーション・インデックス2025年版』では、中国のランキングが10位に上昇し、初めて世界トップ10入りを果たした。また、中国において、世界トップ100入りを果たしたイノベーションクラスター数は24に達し、3年連続で世界1位となった。中でも「深圳・香港・広州」クラスターは初めて世界第1位となった。

国家知識産権局、最新改正版の『専利審査指南』を公表

国家知識産権局は2025年11月13日、「国家知識産権局による『専利審査指南』改正に関する決定」（以下「新規定」、[参照リンクはこちら](#)）を公表した。新規定は、2026年1月1日から施行される。新規定の主な変更点および趣旨は以下のとおりである。

- 植物品種の定義を明確にし、専利の授権対象範囲を拡大し、植物の新品種の制度との間で合理的かつ有効な整合性を図り、種子業界における知的財産権の保護を強化した。新規定では、第二部分第1章第4.4節に「植物品種」の定義を追加し、『種子法』の関連定義との一貫性を維持し、専利制度と、植物の新品種に関する制度との間で有効な整合性を図った。また、第二部分第10章9.1.2.3節と9.1.2.4節において、「植物品種」の判定原則を改正し、明確化した。人工的に育成または改良された野生植物も専利保護の対象となり得ること、また、遺伝子組み換えされた動植物自体が「動物品種」または「植物品種」に属する場合は専利権を付与できないことを明確にした。
- 人工知能の倫理について考慮と判断を増やし、創造性に関する審査例を提示し、出願書類の作成要件を明確にし、人工知能技術の発展のニーズに適應させた。新規定では、第二部分第9章に第6.1.1節を追加し、アルゴリズムの特徴を含む発明に対する倫理審査を明確化した。

データ収集や方策決定ルールなどの内容が法律、社会道徳に違反し、または公共の利益を害する場合は、専利法第 5 条の規定に基づき専利権を付与できないと規定した。同時に新规定では、第 6.2 節において創造性の判断基準を細分化した。アルゴリズムの特徴と技術的特徴は一体化すべきであり、機能上それらが相互にサポートし合い共に貢献しているかどうかを考慮すべきであることを強調するとともに、審査例を追加して説明を加えた。また、第 6.3 節では明細書の開示要件を強化し、人工知能モデルの必要なモジュール、レイヤまたは接続関係、トレーニングに必要な具体的なステップやパラメータなどを明細書に明確に記載する必要があることを規定した。

- 審査の実践において早急に対処すべき問題については、元の規定内容を細分化して詳細な説明を加え、最適化を図った。また、新规定では、第四部分第 3 章第 2.1 節と第 3.3 節に、「一事不再理」に似た原則を導入した。既に審査・決定された無効審判事件について、同じまたは実質的に同じ理由および証拠により再請求がなされた場合、国务院専利行政部門はこれを受理しないものとした。さらに、第 3.2 節に新たな規定を追加し、請求者の真意を反映していない無効審判請求は受理されないことを規定した。また、第 4.6 節に新たに第 4.6.4 節を追加し、専利権者が無効審判手続において補正文面を提出する方法を規範化し、規定に適合した最新の補正文面が審査の基礎となることを明確にした。

事例

〇〇 最高院の知的財産権法廷：初の執行条件付き判決を下す

事件の概要

最高人民法院（以下、「最高院」）は、上訴人である深圳市の電子科技發展有限公司（以下、「A 社」）、被上訴人である深圳市の科技有限公司（以下、「B 社」）、一審の被告である羅氏の間の実用新案専利権侵害紛争事件について二審判決を下した。最高院は、被疑侵害品が専利権の保護範囲に含まれると認定した上で、上訴人による従来技術に基づく抗弁を一部支持し、一審判決での賠償額を修正した。同時に、本件専利の無効審判手続が保全により中断されているという特殊な事情に対し、判決の執行に条件を付した。

本件の一審原告である B 社は、専利番号 ZL202121334927.0、名称「反重力水滴加湿器」の実用新案専利（以下、「本件専利」）の権利者である。B 社は、A 社が製造・販売・販売の申し出を行った被疑侵害品が本件専利の請求項 2、3、5~8 の保護範囲に含まれると提訴・主張し、侵害行為の差止と損害賠償を命じるよう裁判所に求めた。一審裁判所は、B 社の訴訟

請求を支持する判決を下した（以下、「一審判決」）。A社はこれを不服とし、最高院に上訴した。

A社は、同社が実施したのは従来技術であり、侵害には当たらないと考えた。A社は、本件専利の出願日前に公開された「反重力加湿器」の製品設計図を証拠として提出し、被疑侵害品のすべての技術的特徴は当該従来技術によって既に開示されていると主張した。同時にA社は、本件専利は、専利権者と第三者との間の債務紛争により裁判所の財産保全の対象となっているため、無効審判請求の審査手続が複数回にわたって中断され、権利の状況が極めて不安定であり、したがって、本件の民事侵害訴訟は無効審判手続の結果を待つべきであると強調した。B社は、A社による従来技術に基づく抗弁は成立しないと、次のように主張した。A社が提出した「反重力加湿器」の設計図は、製品の外観と視覚効果のみを示しており、製品内部の具体的構造や技術的特徴は開示されておらず、本件専利の技術的特徴をすべて網羅することはできない。本件専利権は現在も有効であり、侵害の訴えも有効である。

最高院は二審において、被疑侵害者による従来技術に基づく抗弁が成立するかどうかを判断するには、専利権の保護範囲に含まれると疑われるすべての技術的特徴を、従来の技術的解決手段における対応する技術的特徴と逐一比較する必要があるとし、次のような認識を示した。本件において、本件専利の請求項2、3、5～7については、これら請求項に記載された、被疑侵害品に含まれる技術的特徴は、いずれも従来技術の「反重力加湿器」の設計図およびその動作原理の中で確認可能なものであり、あるいは、従来技術の特徴と実質的な差異がないと考えられるものである。したがって、これら請求項に対する、従来技術に基づく抗弁は成立する。しかしながら、請求項8で追加された「立ち上がりピーク」という技術的特徴については、従来技術の証拠には開示されておらず、したがって、請求項8については従来技術に基づく抗弁は成立しない。よって、A社が被疑侵害の技術的解決手段を実施したことは、依然として、本件専利の請求項8に対する侵害に該当する。

また、本件専利の財産保全により無効審判手続が長期間中断されているという特殊な状況については、最高院は判決において、実用新案専利権が実体審査を受けていないこと、被疑侵害者による無効審判請求が重要な抗弁の手段であることを指摘し、次のような認識を示した。本件では、本件専利の権利者と他者との債務紛争により専利が保全の対象となり、かつ和解協議により保全解除の条件が数年先に設定されているため、実質的に無効審判手続の進行が不当に妨げられ、両当事者の利益に著しい不均衡が生じている。そこで最高院は、訴訟の公正さを確保し、権利者が手続上の障害を利用して不当な利益を得ることを防ぐため、本件の審理を中断する代わりに、実体裁判をベースに、判決の執行について次のような付帯条件の規定を設けた。すなわち、国家知識産権局が今後、本件専利（特に請求項8）の有効性を維持する審査決定を下すまでは、本件判決における侵害差止および損害賠償に関する判決事項は執行されない。専利権が最終的に有

効とされた場合、A社は判決を履行しなければならない。関連請求項が無効と宣言された場合、本判決は執行されない。

以上の論述を踏まえ、最高院は二審において、請求項8に対し侵害を構成すると認定した上で、従来技術に基づく抗弁が部分的に成立すること、専利の革新部分の貢献が限定的であること、および侵害行為の具体的状況を総合的に考慮し、情状酌量の上、一審判決で確定した賠償総額15万人民元を1万人民元（合理的な費用を含む）に調整し、侵害行為の差止および損害賠償の判決事項の執行には前述の条件を付した。

二審の事件番号：（2024）最高法知民終370号 判決については[こちらのリンク](#)を参照されたい。

モデル的な意義

本件は、専利権の保全により専利無効審判の行政手続が中断され、関連する侵害の民事訴訟の審理および執行に影響を及ぼしたという手続上の特殊な問題に関わるものである。本件において最高院は、専利権者が自身の都合により不当に保全期間を延長して無効審判手続の進行を不可能にし、当事者間の利益に重大な不均衡を生じさせた場合、裁判所が侵害訴訟において、案件の具体的な状況に基づいて、専利の有効性の維持を前提とするという条件を判決の執行に追加できることを明確にした。本件では、「執行条件付き判決」という裁判方式が初めて打ち出され、手続上の障害によって引き起こされた権利維持の行き詰まりを打破し、訴訟における不誠実な行為を規制し、両当事者の利益のバランスを図るために、革新的な解決策が提供された。